

御注意
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

古河市長殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒																
令和 年 月 日提出			フリガナ																	
			氏名又は名称																	
			代表者職氏名																	
		個人番号又は法人番号																		
給与所得者															(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日		
受給者番号	フリガナ													特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)				
	氏名	旧姓												円	月から	月から				
生年月日	昭和・平成 年 月 日												円	月まで	月まで					
個人番号															円	円				
1月1日現在の住所																				
給与の支払を受けなくなった後の住所																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が令和6年12月31日までで、申し出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
2. 異動が令和7年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	.	円	円	
備考	.	円		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	
フリガナ					
氏名又は名称			受給者番号		
代表者職氏名			納付書(新規の場合)	要 ・ 不要	
個人番号又は法人番号			電話	(内線)	

※市記入欄	金額・指定番号 TEL /
	□ 特スキ

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります			
整 理 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線)			
異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 育休 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 〔 月分で納入 〕 (月 日納期分) 3. 普通徴収		円 控 除 社 会 保 険 料 額 円		
	※ 「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。				
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が97万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です